

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名 称	担任する事務	名 称	担任する事務
墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ女性セン ター運営委員会	〔略〕	墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ女性セン ター運営委員会	〔略〕
〔削除〕		<u>すみだ環境ふれあい 館企画運営委員会</u>	<u>すみだ環境ふれあい 館の施設の利用、事 業計画等に係る調査 及び検討に関するこ と。</u>
墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕	墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕
2 〔略〕		2 〔略〕	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。